

診療報酬について

認知症医療センター(鑑別診断)をご利用いただいた場合、診療情報提供料に加えて、認知症専門医紹介加算などが算定できます。ご不明な点等がございましたら認知症医療センターまでお問い合わせください。

かかりつけ医
(紹介元)

鑑別診断を依頼

診療情報提供料
250点

+

認知症専門医紹介加算
※鑑別診断が必要と判断した場合
100点

診療情報を
文書で提供

認知症療
養計画書
の提供

認知症療養計画書に基づいた治療を行い経過を報告

認知症療養指導料
350点
(6か月に限り月1回算定可能)
※特定疾患療養管理料を同時算定はできません。

診療情報を
文書で
提供

症状増悪のため再評価を依頼

診療情報提供料
250点

+

認知症専門医連携加算
50点
(月1回算定可能)

診療情報を
文書で提供

認知症療
養計画書
の提供

高山病院
認知症医療センター

認知症専門診断管理料1
700点
(1患者1回のみ算定可能)

※診療情報提供料を含む

認知症の鑑別診断

認知症医療センター宛に
送付

FAX
0949-24-0838

認知症専門診断管理料2
300点
(3か月に1回算定可能)

※診療情報提供料を含む

療養方針の再評価